

「職場改善諸要求(交番・台車検査車両所)」に 関する業務委員会を開催！

昨年12月18日、地本は「2020年度職場改善諸要求(車両所関係)」に関する申し入れについて、時間の都合上できなかった交番・台車検査車両所に関する業務委員会を関西支社と行いました。参加者は、組合側は柳楽副委員長、西業務部長、渡邊組織担当部長、細田車両担当部長、下茂運輸担当部長、笹田副委員長。会社側は、小泉人事課課長代理、辻井運輸課課長代理、丹藤車両課課長代理、岡本人事課係長でした。

組合の申し入れに対する会社回答は以下の通りです。

I. 大阪交番検査車両所に関する改善要求について

1. 設備・環境について

(1) 庁舎4階で始業点呼後、現場詰所でタブレットのチェックシートを準備し作業場所の工具ロッカーに着く前に班長の作業開始の放送がかかることがある。これは、十分な準備時間が設けられていないためである。

①作業ダイヤの見直しを行い準備時間の確保をすること。

【会社回答】現行通りとする。

②昼休憩明けのP交のかかりも、まだ休憩時間中にサインしてタブレットを受け出し、紛失防止のため詰所に置くようになった検査ハンマーを持ち出し作業場所に向かっている移動時間を労働時間とすること。

【会社回答】現行通りとする。

③詰所から遠い1、4ユニットのB・C担当全員に自転車を提供すること。

【会社回答】検査に影響があるわけではなく現状で対処されたい。

(2) 作業遅れでE交の機能検査時、となりのサービック作業で電車を加圧するが、台車の相互チェックの際、声を張り上げないと聞こえない。加圧した場合「喚呼」を省略すること。

【会社回答】現行通りとする。

(3) A交・E交で作業遅れが発生した場合、管理者が現場詰所に来て休憩変更や超勤対応の指示を行うこと。また、アリス未確認のまま終業点呼に行くよう指示しているがアリスの確認までが交番検査ではないのか考え方を明らかにすること。

【会社回答】状況に応じて適切に指示をしている。

(4) 2007年から「データ取り」として行っている「連続換気装置調整」については「65mm固定」とすること。また、65mm固定ではどのような不具合があるのか「データ取り」に協力している社員に明らかにすること。

【会社回答】現行通りとする。

2. 設備・その他について

(1) 社員はどれだけ汚れて作業しているのか理解しているのか。現場更衣室に洗面台と鏡を配備すること。

【会社回答】新検修員詰所に手洗い場を必要数設置しており、現状で対処されたい。

(2) 食堂を運営している業者が実質値上げをしている。コロナ禍の中でカードからより現金に触れる食券の券売機に変更するなど社員の不満は多い。食堂利用に関して社員へのアンケートを実施すること。

【会社回答】運営に関しては適切に対応している。

(3) 庁舎2階の人通りの少ないところにあるJR東海労とJR東海ユニオンの組合掲示板を3階の食堂前通路に移設すること。

【会社回答】現行通りとする。

II. 大阪台車検査車両所に関する改善要求について

1. 基本要件について

(1) 始業点呼を6階事務所棟で行うこと。

【会社回答】現行通りとする。

(2) 輪軸・台車グループ間の交流を活発化させ技術力向上に向け努力すること。

【会社回答】必要な交流は既に行っているため、現行通りとする。

(3) 現在様々な教育を勤務時間内で行っているが、行程白紙日でやること。

【会社回答】今後も作業状況を見て適切に教育を実施していく。なお作業等の事情で受講できなかった社員については後日同内容の教育を実施している。

(4) 各職場に事務担当社員を配置し、事務処理用パソコンを設置すること。また手待ち

時間でも手続きが出来るようにすること。

【会社回答】パソコンに関しては、必要台数設置されており、現状で対処されたい。また、申請は社員にとって福利厚生等、自己の権利の行使に関わる行為であり、自己の時間で入力すること。

2. 防暑・防寒対策について基本要件について

(1) 現場に詰所を設け冷暖房の充実化すること。

【会社回答】現行通りとする。

(2) 台車組み立て・中修上の屋根に防暑塗装を施すこと。

【会社回答】塗装だけが対策ではなく、台車検修設備更新の際、必要な冷暖設備も含めて更新している。

3. 設備・環境について

(1) 総点呼、始業点呼は事務所棟6階で行なうこと。

【会社回答】現行通りとする。

(2) 年休を最優先とし、年休を抑制する見習いと出張はやめること。

【会社回答】現行通り、申込日等の諸要素を勘案した結果年休が発給できないケースもあることは理解されたい。

(3) J職群の検査業務就労者の選定理由を明らかにすること。

【会社回答】必要な教育を行ったうえで、本人の適性を見て総合的に判断して決定している。

(4) 勤務時間外の勉強会等を超勤扱いとすること。

【会社回答】業務指示は業務上の必要により会社が判断する。

(5) 会社が主催するレクリエーション活動での事故・怪我は労災扱い同様の処置とすること。

【会社回答】これまで通り、業務または通勤に起因する災害を労災として取扱う。

(6) 昇進試験の取り扱いを自己の時間とせず勤務時間扱いとすること。

【会社回答】支社権限外事項である。

(7) 職場での本人意志を無視したプロジェクト参加強要をやめること。

【会社回答】プロジェクト「One STEP」活動に統合したが、その指定は個々人の能力、適

性を総合的に判断している。

(8) 強制される個人業研をやめること。

【会社回答】個人業研は現在行っていない。

(9) 技術力向上の観点から活発な輪軸・台車グループの交流をはかること。

【会社回答】必要な交流は既に行っているため、現行通りとする。

(10) 希望する社員全員に特殊技能資格（フォーク、電気・ガス溶接、クレーン、砥石取り扱い、有機溶剤等々）の教育資格を与えること。

【会社回答】資格取得については、必要数、及び個人の能力、適性等を総合的に判断し指定している。

(11) 点呼時の制服を夏服、冬服と強制せず作業に即したものにすること。

【会社回答】そのような考えはない。

(12) 始業点呼時間は総点呼も含め5分以内とすること。

【会社回答】現行通りとする。点呼などによって5分以上となる場合もあるが、作業は問題なく終了している。

(13) 大修職場の軸パレット移動用ローラーを自動搬送とすること。

【会社回答】現行通りとする。引き続き、必要な改修等は行っていく。

(14) 中修検圧作業場の冷房能力を強化すること。

【会社回答】現行通りとする。

(15) 社員の健康管理のため、資材庫、新検修庫の屋上をキャッチボール、テニス等できるように改修すること。

【会社回答】そのような考えはない。

(16) 転勤者の挨拶及び各種表彰は終了点呼前に行うこと。

【会社回答】現行通りとする。

(17) 事務所棟内のフラPPERゲートを撤去すること。

【会社回答】セキュリティの観点から、現行通りとする。

(18) 新入社員の玉かけ・クレーンは学園教育の一環として資格を取らせること。

【会社回答】必要な社員に、必要なタイミングで取得させており、現行通りとする。

(19) 天井クレーンの免許取得を要請すること。

【会社回答】資格は必要に応じて適切に取得させているため、現行通りとする。

若干のやりとり

大交両で管理者による、退職強要 パワハラ行為が行われている！

パワハラ防止法が遵守されていない！！

組合：大交両で出勤遅延した社員に対して退職強要が行われたと聞いている。パワハラ行為であり、組合としては問題にさせてもらう。

会社：そのようなことが有ったのか把握していないが、会社として退職を強要するようなことはない。

組合：4月からパワハラ防止法が施行されている。その法令遵守が企業に求められている。それが職場では守られていない。会社の言動、事実を掴んでいるから抗議している。

会社：会社は法令等に踏まえて適切に対応している。

組合：そうならないから抗議している。

会社：そのような抗議が有ったことは承知した。

作業開始準備時間が短く現場社員は四苦八苦！！

始業時間前にタブレット入力などを行っている！

組合：作業開始前の準備時間が短い。作業ダイヤを見直し準備時間を確保すること。

会社：十分な時間は確保している。

組合：十分な時間とは何分確保しているのか。

会社：交番検査作業の目安時間は140分である。

組合：140分の中に前準備の時間は含まれているのか。

会社：・・・・。

組合：タブレット入力や検査ハンマー等を持ち出す時間はどうなっているのか。

会社：十分な時間は確保されている。

組合：作業開始放送までに間に合うかギリギリで余裕のない状態である。現場の実態を見に行ったのか。

会社：私は行っていないが調べさせた。

組合：その結果は。

会社：十分な時間は確保されている。

組合：始業時間前にタブレットの準備をしている。その実態は把握しているのか。

会社：そのようなことは知らない。

組合：セキュリティの関係で、始業時間後にセキュリティボックスを開けるのがルールである。それを始業時間前にカギを開けて勝手にタブレットを操作入力することは問題である。

会社：会社としては、そのような指導はしていない。

組合：始業時間前にセキュリティボックスから勝手にタブレットを持ち出して操作入力することは問題ではないのか。

会社：それは良くない。しかし会社は、そのような指導は行っていない。

組合：現場社員は時間が無いからやっているのである。タブレット操作等を始業時間後に行うと間に合わないから始業時間前に行っているのである。それがあるから間に合っているとなっている。現実是个々人のサービス労働で成り立っている。

会社：ご意見としては承る。

組合：意見ではない。指摘である。現場の実態を確認すること。

連続換気装置のデータ取りは交番検査作業項目になっていない！

13年間のデータ取り、データ取り期間として十分である！

組合：交番検査項目に連換調整という作業項目はない。データ取りだからデータが取れたら中止するか、データを取り続けるなら正式な作業とするか判断が必要である。

会社：そのような判断をすることは、いずれ必要であるが、まだデータを取る必要があるので現行通りとする。

組合：何年からやっている。

会社：2007年。

組合：何年やっている。

会社：13年。

組合：データを取る期間としては十分ではないのか。どんなデータを取っているのか。

会社：開示する認識はない。

組合：データを取る作業で交番検査業務ではないということか。

会社：交番検査の中の一つの作業である。

台検職場だけ何で朝の点呼を現場で行うのか！

組合：何で台検だけ朝の点呼を現場で行っているのか。

会社：点呼場のスペースの関係で出来ないのが現行通りである。

組合：終業点呼は庁舎で行っている。そうすると朝も出来るのではないのか。スペースの

問題ではない。何で現行通りなのか理由になっていない。ごまかしである。

会社：始業と終業は体操の違いはある。

組合：体操の問題だと言うのであれば勤務時間中に体操をやるべきである。

会社：そういう問題ではない。任意で参加をしてもらうため。

組合：体操をする場所は、どこですという制約はない。決まっていない。

会社：・・・・。

組合：現場社員一人ずつ椅子があり、着席して点呼を受けるスペースがある。何で台検だけが現場なのか。他の職場と同じく点呼を庁舎で行うこと。

以上